

日本労働組合総連合会

会長 芳野 友子 様

「休み方改革」の推進に向けた提言

令和5年7月21日

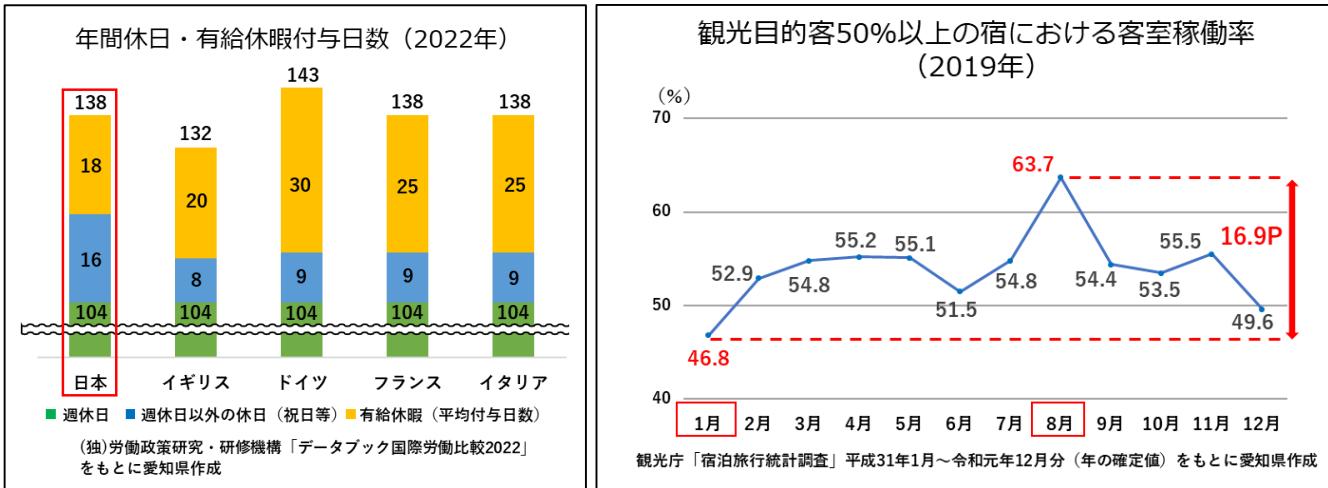
全 国 知 事 会

休み方改革プロジェクトチーム

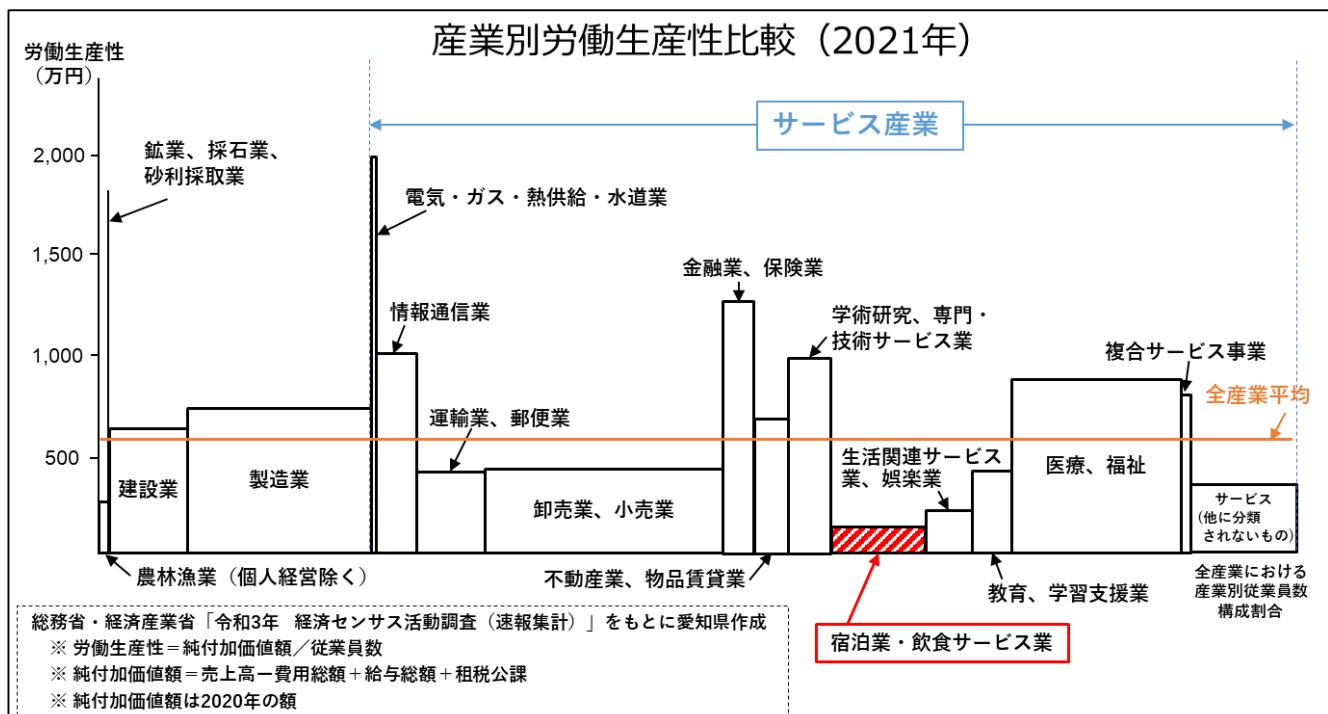
「休み方改革」の推進に向けた提言

1 提言の背景となる現状と課題

日本には祝休日は多くあるものの、国民が一斉に休みを取るため、そこに観光需要が集中し、国民一人ひとりが質の高い休暇を楽しむことができない状況にある。

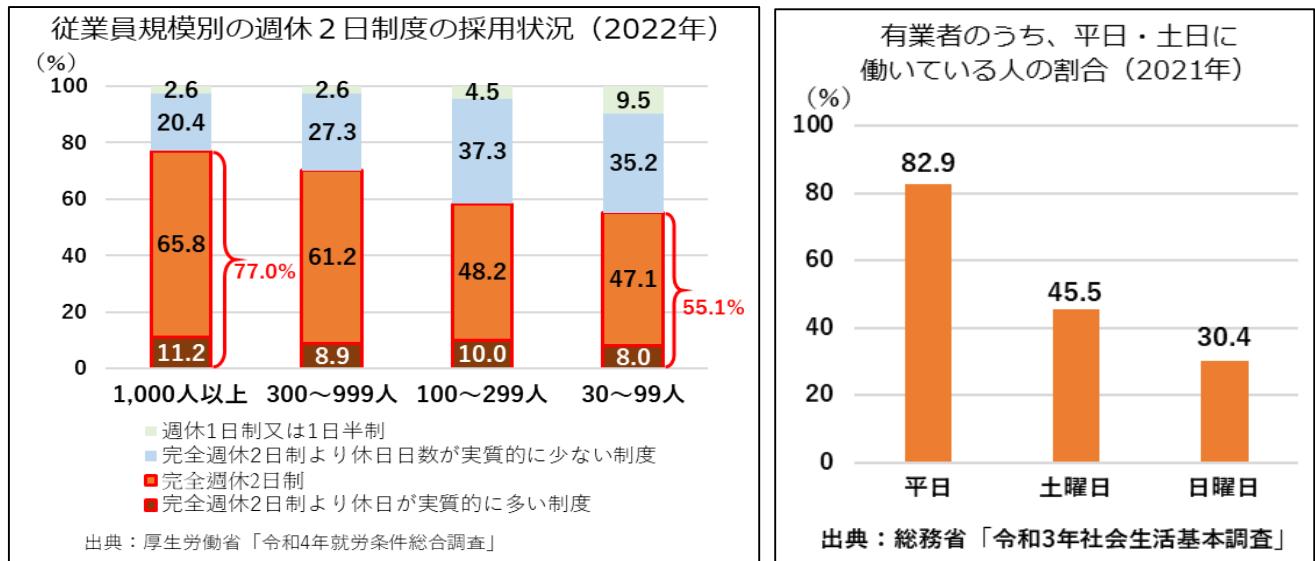


また、日本の産業、特に観光業などのサービス産業は、繁忙期と閑散期の差が大きいことから、従業員の正規雇用化が進まないなど人員等の最適化が図りにくく、欧米に比べて労働生産性が低くなっている。

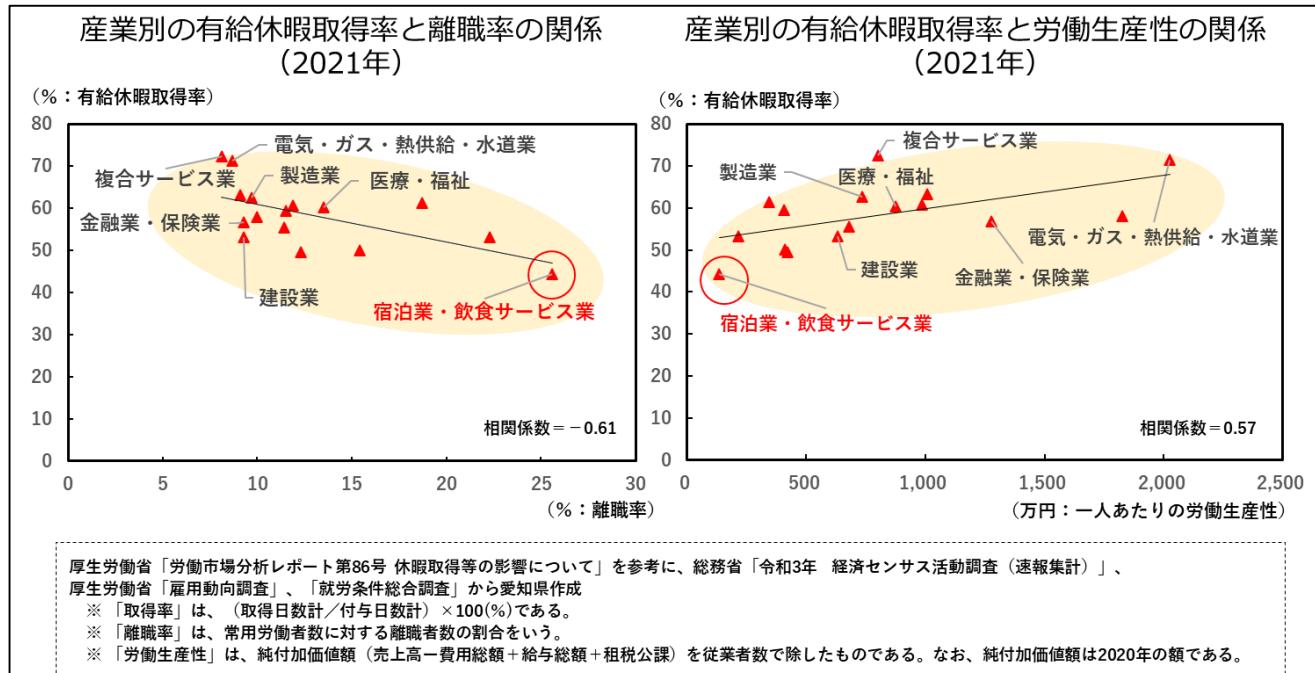


アフターコロナを迎えるにあたり、人々の動きが再び活発となる中、観光需要の集中がさらに進むことも想定される。

一方で、学校は祝休日が休みであるが、例えば医療従事者や、ホテル、飲食店、百貨店、街の理髪店で働く人など、企業の業種・職種や規模によっては、親が祝休日に仕事をしていることも多く、家族が一緒に過ごす時間が作りづらい現状がある。



また、従業員の休暇満足度の向上は、生産性の向上に寄与するものであるが、そのことが、企業経営者をはじめ、国民に十分浸透していない状況にある。



こうしたことを踏まえ、国民が祝日などの特定の日に一斉に休むのではなく、柔軟に休みを取得できるような休暇取得のあり方の見直しを「休み方改革」として推進していく必要がある。コロナ禍を経てテレワークなど多様な働き方が浸透した今を好機と捉え、社会全体でその実現に取り組んでいくべき時である。

このため、全国知事会では、昨年11月に「休み方改革」プロジェクトチームを設置し、38道府県の参加のもと、国民の休み方に関する課題を共有した上で、先行事例の調査・情報共有等を進め、今後の目指すべき方向性として、「国民全体の余暇満足度の向上」、「ワーク・ライフ・バランスの充実」、「観光を始めとした全ての産業の生産性向上」、「『休み方改革』を生かした日本経済の活性化の実現」を確認したところである。これらの実現に向け、国、地方公共団体、経済団体、労働団体、教育関係団体等がそれぞれの役割分担の下、連携・協力して取り組み、「休み方改革」を国民運動として展開していくため、以下のとおり提言する。

2 提言内容

(1) 企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境づくり

【経済団体・労働団体】

- 製造業の現場で行われている祝休日を平日に振りかえている取組を他産業に広げるなど、企業・事業所単位での柔軟な休日設定を促進する。
- 個人の祝日（アニバーサリー休暇）を設けるなど、個人が休みを取りやすくする環境づくりに取り組む。

【経済団体】

- 大企業・親事業者においては、下請等中小事業者や発注先などにしづ寄せがいくことのない、サプライチェーンが一体となった「休み方改革」に取り組む。

【国・地方公共団体】

- 優良事例の発信や相談窓口の開設、相談員の派遣による環境づくり支援などに着実に取り組む。
- 国・地方公共団体において、閉庁日（休日）及び開庁日を地域の実情等に応じて柔軟に設定できる仕組みをつくるなど、行政が率先して「休み方改革」の推進に取り組む。

（全国の優良事例）

- ① 主に製造業の現場で行われている、祝休日を平日に振りかえる事例。
- ② 従業員全員によるアンケートを基に、翌年度の会社休業日を決める事例。
- ③ 国外を含む配偶者の転勤への同行、資格取得・留学、妊活、その他企業が必要と認めた場合に取得できる「キャリアサポート休職制度」の創設。

- ④ 祝日がない6月に支社独自の休暇を設定することで、有給休暇、連続休暇を取得しやすくしている事例。
- ⑤ 「ナイスデー」(独身者は誕生日、既婚者は結婚記念日の前後2週間以内)、「マイホリデー」(自由に設定)を各1日付与している事例。
- ⑥ クラウド型業務基幹システムを自社開発しマルチタスク化を推進、業務効率化により、「週休3日制度」と営業利益向上を達成した事例。

(2) 欧米と比べて低い水準にある有給休暇の取得促進

【経済団体・労働団体】

- 企業活動との調和・調整を図りながら、従業員が有給休暇を取りやすい環境づくりに努める。
- 従業員の新しい休み方として、休暇型ワーケーションやブレジャーなどの導入に取り組むとともに、観光関連事業者等が、その受け皿づくりに積極的に取り組む。

【国・地方公共団体】

- 労働時間の削減や有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業への助成金などの十分な支援のほか、優良事例の発信や相談窓口の開設や相談員の派遣による環境づくり支援などに着実に取り組む。

(全国の優良事例)

- ① 自社が開催する一般公開講座に参加する時間を積み立て、一定日数分たまると最大1か月の有給休暇が取得でき、さらに取得する従業員に報奨金を出している事例。
- ② いわゆる「チャレンジ休暇」を付与し、1か月超の休暇を可能としている事例。研修費の会社負担や、成果の社内周知などにより取得を促進。
- ③ 全ての従業員が年1回連続7日以上連続で有給休暇を取得する「脳活休暇制度」を導入し、長期休暇取得の文化を根付かせた事例。

(3) 子どもと家族が一緒に休める環境や仕組みづくり

【経済団体・労働団体】

- 従業員が夏休みなど子どもの休みに合わせて休暇を取得しやすくなる環境づくりを積極的に進める。

【教育関係団体・国・地方公共団体】

- 家族の休暇に合わせて子どもが平日に休むことができる環境整備に取り組む。

【経済団体・国・地方公共団体】

- 休みの日に子どもと家族が一緒に出掛けたり、普段できない体験ができる機会づくりに積極的に取り組む。

(全国の優良事例)

① 「県民の日」や、連休の合間の日などを「体験的学習活動等休業日」とすることで、当日の教職員の有給休暇取得も推進する事例。

② 子どもが家族と校外学習活動を行うために学校を休んでも、欠席となるない「ラーニング※の日」を創設する事例。

※「ラーニング (learning)」(学習) と「バケーション (vacation)」(休暇) を組み合わせた造語

3 休み方改革を通じて実現したい日本の姿

少子高齢化が急速に進み、生産年齢人口の減少に直面する日本が、厳しさを増す国際競争に勝ち抜くためには、労働生産性の向上が不可欠となる。

働く人一人ひとり多様な休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことは、生活を豊かにするだけでなく、仕事の質を高め(=労働生産性の向上)、ワーク・ライフ・バランスの充実へと繋がる。

休み方改革は、全産業にわたって労働生産性の向上に寄与するものである。特に、観光産業を始めとしたサービス産業においては、休暇取得が分散されることを通じて、需要の平準化による経済効果も期待できる。

本提言を契機に、労働者、経営者、国、地方公共団体はもとより、国民運動として「休み方改革」を展開することで、「国民全体の余暇満足度の向上」、「ワーク・ライフ・バランスの充実」、「観光を始めとした全ての産業の生産性向上」、「日本経済の活性化の実現」を図り、全ての国民が幸せを感じることができる日本社会を目指す。

令和5年6月22日

全国知事会 休み方改革プロジェクトチーム・リーダー

愛知県知事 大村 秀章